

奈良市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定

奈良市(以下「甲」という。)とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2) 産業振興・中小企業支援に関すること。
- (3) 防災・災害対策に関すること。
- (4) 環境課題に関すること。
- (5) その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。なお、前項2号に掲げる事項のうち、「広域水災発生時の共同取組」に関しては別紙のとおりとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

(協定内容の変更)

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年1月27日

甲 奈良市

奈良市長

仲介人

乙 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

奈良支店 支店長

藤居亮一郎